

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）			旧		
（食用サフラワー油の規格） 第3条 食用サフラワー油の規格は、次のとおりとする。			（食用サフラワー油の規格） 第3条 食用サフラワー油の規格は、次のとおりとする。		
区 分	基 準		区 分	基 準	
	精製サフラワー油	サフラワーサラダ油		精製サフラワー油	サフラワーサラダ油
（略）			（略）		
原 材 料	（略）		原 材 料	（略）	
添 加 物	（略）		添 加 物	（略）	
（略）			（略）		
（食用ぶどう油の規格） 第4条 食用ぶどう油の規格は、次のとおりとする。			（食用ぶどう油の規格） 第4条 食用ぶどう油の規格は、次のとおりとする。		
区 分	基 準		区 分	基 準	
	精製ぶどう油	ぶどうサラダ油		精製ぶどう油	ぶどうサラダ油
（略）			（略）		
原 材 料	ぶどう油以外のものを使用していないこと。		原 材 料	ぶどう油以外のものを使用していないこと。	
添 加 物	前条の規格の添加物と同じ。		添 加 物	前条の規格の食品添加物と同じ。	
（略）			（略）		
（食用大豆油の規格） 第5条 食用大豆油の規格は、次のとおりとする。			（食用大豆油の規格） 第5条 食用大豆油の規格は、次のとおりとする。		
区 分	基 準		区 分	基 準	
	精製大豆油	大豆サラダ油		精製大豆油	大豆サラダ油
（略）			（略）		
原 材 料	大豆油以外のものを使用していないこと。		原 材 料	大豆油以外のものを使用していないこと。	
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。		添 加 物	第3条の規格の食品添加物と同じ。	
（略）			（略）		
（食用ひまわり油の規格） 第6条 食用ひまわり油の規格は、次のとおりとする。			（食用ひまわり油の規格） 第6条 食用ひまわり油の規格は、次のとおりとする。		
区 分	基 準		区 分	基 準	
	精製ひまわり油	ひまわりサラダ油		精製ひまわり油	ひまわりサラダ油
（略）			（略）		

原 材 料	ひまわり油以外のものを使用していないこと。
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(食用とうもろこし油の規格)

第7条 食用とうもろこし油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	精 製 とう も ろ こ し 油	とうもろこしサラダ油
(略)		
原 材 料	とうもろこし油以外のものを使用していないこと。	
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。	
(略)		

(食用綿実油の規格)

第8条 食用綿実油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	綿 実 油	精 製 綿 実 油	綿 実 サ ラ ダ 油
(略)			
原 材 料	綿実油以外のものを使用していないこと。		
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。		
(略)			

(食用ごま油の規格)

第9条 食用ごま油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	ご ま 油	精 製 ご ま 油	ごまサラダ油
(略)			
原 材 料	ごま油以外のものを使用していないこと。		
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。		
(略)			

(食用なたね油の規格)

第10条 食用なたね油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	な た ね 油	精 製 な た ね 油	なたねサラダ油
(略)			

原 材 料	食品添加物以外の原材料	ひまわり油以外のものを使用していないこと。
食 品 添 加 物		第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(食用とうもろこし油の規格)

第7条 食用とうもろこし油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	精 製 とう も ろ こ し 油	とうもろこしサラダ油
(略)		
原 材 料	食品添加物以外の原材料	とうもろこし油以外のものを使用していないこと。
食 品 添 加 物		第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(食用綿実油の規格)

第8条 食用綿実油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	綿 実 油	精 製 綿 実 油	綿 実 サ ラ ダ 油
(略)			
原 材 料	食品添加物以外の原材料	綿実油以外のものを使用していないこと。	
食 品 添 加 物		第3条の規格の食品添加物と同じ。	
(略)			

(食用ごま油の規格)

第9条 食用ごま油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	ご ま 油	精 製 ご ま 油	ごまサラダ油
(略)			
原 材 料	食品添加物以外の原材料	ごま油以外のものを使用していないこと。	
食 品 添 加 物		第3条の規格の食品添加物と同じ。	
(略)			

(食用なたね油の規格)

第10条 食用なたね油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	な た ね 油	精 製 な た ね 油	なたねサラダ油
(略)			

原 材 料	なたね油以外のものを使用していないこと。
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(食用こめ油の規格)

第11条 食用こめ油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	精 製 こ め 油	こ め サ ラ ダ 油
(略)		
原 材 料	こめ油以外のものを使用していないこと。	
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。	
(略)		

(食用落花生油の規格)

第12条 食用落花生油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	落 花 生 油	精 製 落 花 生 油
(略)		
原 材 料	落花生油以外のものを使用していないこと。	
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。	
(略)		

(食用オリーブ油の規格)

第13条 食用オリーブ油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	オ リ ー ブ 油	精 製 オ リ ー ブ 油
(略)		
原 材 料	(略)	
添 加 物	(略)	
(略)		

(食用パーム油の規格)

第14条 食用パーム油のうち精製パーム油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	パーム油以外のものを使用していないこと。

原 材 料	食品添加物以外の原材料	なたね油以外のものを使用していないこと。
食 品 添 加 物		第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(食用こめ油の規格)

第11条 食用こめ油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	精 製 こ め 油	こ め サ ラ ダ 油
(略)		
原 材 料	食品添加物以外の原材料	こめ油以外のものを使用していないこと。
食 品 添 加 物		第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(食用落花生油の規格)

第12条 食用落花生油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	落 花 生 油	精 製 落 花 生 油
(略)		
原 材 料	食品添加物以外の原材料	落花生油以外のものを使用していないこと。
食 品 添 加 物		第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(食用オリーブ油の規格)

第13条 食用オリーブ油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	オ リ ー ブ 油	精 製 オ リ ー ブ 油
(略)		
原 材 料	食品添加物以外の原材料	(略)
食 品 添 加 物		(略)
(略)		

(食用パーム油の規格)

第14条 食用パーム油のうち精製パーム油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	食品添加物以外の原材料
パーム油以外のものを使用していないこと。	

添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(食用パームオレインの規格)

第15条 食用パームオレインの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	パーム油以外のものを使用していないこと。
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(食用パームステアリンの規格)

第16条 食用パームステアリンの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	(略)
原 材 料	(略)
添 加 物	(略)
(略)	
表 示 事 項	<p>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定（名称、保存の方法、賞味期限、原材料名、添加物、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所並びに原産国名については、食品表示基準第10条第1項前段（義務表示の対象から除かれる販売形態に係る部分に限る。）及び第4項並びに第11条第1項を除く。）に従うほか、<u>内容量</u>を表示してあること。</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>
表 示 方 法	<p>食品表示基準の規定に従うほか、<u>名称、原材料名及び内容量</u>の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原材料名 「<u>食用パーム油</u>」と記載すること。</p>

材 料	原材料	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(食用パームオレインの規格)

第15条 食用パームオレインの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
(略)		
原 材 料	食品添加物以外の原材料	パーム油以外のものを使用していないこと。
添 加 物	食品添加物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)		

(食用パームステアリンの規格)

第16条 食用パームステアリンの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
品 質	(略)	
原 材 料	食品添加物以外の原材料	(略)
添 加 物	食品添加物	(略)
(略)		
表 示 事 項	<p>1 <u>次の事項を表示してあること。</u></p> <p>(1) <u>名称</u></p> <p>(2) <u>原材料名</u></p> <p>(3) <u>内容量</u></p> <p>(4) <u>賞味期限</u></p> <p>(5) <u>保存方法</u></p> <p>(6) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名又は名称及び住所</u></p> <p>2 <u>輸入品にあっては、1に規定するもののほか、原産国名を表示してあること。</u></p>	
表 示 方 法	<p>1 <u>表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原材料名 <u>使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材</u></p>	

[削る。]

[削る。]

(3) (略)

[削る。]

[削る。]

[削る。]

料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

ア 原料油脂は、「食用パーム油」と記載すること。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第1項及び第3項の表の添加物の項の下欄の規定に従い記載すること。

(3) (略)

(4) 賞味期限

賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であつても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。）を、次に定めるところにより記載すること。

ア 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。

(ア) 平成15年3月1日

(イ) 15. 3. 1

(ウ) 2003. 3. 1

(エ) 03. 3. 1

(オ) 150301

(カ) 030301

イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。

(ア) 次の例のいずれかにより記載すること。

a 平成15年3月

b 15. 3

c 2003. 3

d 03. 3

e 1503

f 0303

(イ) (ア)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。

(5) 保存方法

製品の特性に従つて、「直射日光を避け、常温で保存すること」「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。

2. 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。

(1) 表示は、別記様式により行うこと。ただし、表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。

表示の方式等	食品表示基準の規定に従うほか、次に定めるところにより、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示してあること。 (1) 別記様式により行うこと。ただし、表示事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。 (2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。 (3) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とすること。
表示禁止事項	食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語を表示していないこと。 [削る。] [削る。]

	(2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。 (3) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
[新設]	[新設]
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 1 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 2 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(食用パーム核油の規格)

第17条 食用パーム核油のうち精製パーム核油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品質	(略)
原材料	パーム核油以外のものを使用していないこと。
添加物	前条の規格の添加物と同じ。
	(略)
表示	前条の規格の表示と同じ。ただし、同規格の表示の方法の(1)及び(2)にかかわらず、名称及び原材料名の表示については、次に規定する方法により行われていること。 「食用パーム核油」と記載すること。

(食用やし油の規格)

第18条 食用やし油のうち精製やし油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品質	(略)
原材料	やし油以外のものを使用していないこと。
添加物	第16条の規格の添加物と同じ。
	(略)
表示	第16条の規格の表示と同じ。ただし、同規格の表示の方法の(1)及び(2)に

(食用パーム核油の規格)

第17条 食用パーム核油のうち精製パーム核油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品質	(略)
原材料	食品添加物以外の原材料 パーム核油以外のものを使用していないこと。
添加物	食品添加物 前条の規格の食品添加物と同じ。
	(略)
表示	前条の規格の表示と同じ。ただし、同規格の表示の方法の(1)及び(2)にかかわらず、名称及び原料油脂の表示については、次に規定する方法により行われていること。 「食用パーム核油」と記載すること。

(食用やし油の規格)

第18条 食用やし油のうち精製やし油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品質	(略)
原材料	食品添加物以外の原材料 やし油以外のものを使用していないこと。
添加物	食品添加物 第16条の規格の食品添加物と同じ。
	(略)
表示	第16条の規格の表示と同じ。ただし、同規格の表示の方法の(1)及び(2)に

かかわらず、名称及び原材料名の表示については、次に規定する方法により行われていること。
「食用やし油」と記載すること。

(食用調合油の規格)

第19条 食用調合油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	調 合 油	精 製 調 合 油	調 合 サ ラ ダ 油
(略)			
原 材 料	食用植物油脂以外のものを使用していないこと。		
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。		
(略)			

(香味食用油の規格)

第20条 香味食用油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 食用植物油脂 2 香味原料 香辛料及び調味料
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

別記様式

名 称
原 材 料 名
添 加 物
内 容 量
賞 味 期 限
保 存 方 法
原 産 国 名
製 造 者

備考

- 1 (略)
- 2 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
- 3・4 (略)

かかわらず、名称及び原料油脂の表示については、次に規定する方法により行われていること。
「食用やし油」と記載すること。

(食用調合油の規格)

第19条 食用調合油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	調 合 油	精 製 調 合 油	調 合 サ ラ ダ 油
(略)			
原 材 料	<u>食品添加物以外の原材料</u>	食用植物油脂以外のものを使用していないこと。	
	<u>食品添加物</u>	第3条の規格の食品添加物と同じ。	
(略)			

(香味食用油の規格)

第20条 香味食用油の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 食用植物油脂 2 香味原料 香辛料及び調味料
	<u>食品添加物</u>
	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)	

別記様式

名 称
原 材 料 名
[新設]
内 容 量
賞 味 期 限
保 存 方 法
原 産 国 名
製 造 者

備考

- 1 (略)
- [新設]
- 2・3 (略)

5 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とすること。

[削る。]

6・7 (略)

8 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

9 その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。

4 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。

5 輸入品にあつては、4にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。

6・7 (略)

[新設]

[新設]